

別記2

地積測量図(案)等作成要領

1 地積測量図(案)等の作成にあたっては、次表の区分について、作成要領により行うものとする。

区 分	作 成 要 領
地積測量図(案)	<p>(1) 地積測量図(案)は、標準仕様書第8節の面積計算及び第9節の用地測量図データファイルの作成の成果に基づき、1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 地積測量図(案)は、不動産登記規則第74条第3項別記第1号の様式により、日本工業規格B列4番の丈夫な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 地積測量図(案)は、別に監督員の指示による場合を除き用地測量図データファイルの地図レベルに相当する地形図縮尺により作成すること。</p> <p>(4) 地積測量図(案)には、方位、地番、隣地の地番並びに地積及び求積の方法を記載すること。</p> <p>(5) 地積測量図(案)には、土地の筆界に境界標があるときはこれを記載すること。 この境界標を表示するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の個所にその符号及び境界標種類を記載すること。</p> <p>(6) 地積測量図(案)には、土地の筆界に境界標がないときはその土地の位置関係を明らかにするため適宜の筆界点について、恒久的地物(幅杭を含む)からの距離、角度その他監督員の指示する事項を記載すること。</p> <p>(7) 地積測量図(案)は、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。</p>
土地所在図(案)	<p>(1) 土地所在図(案)は、標準仕様書第3節資料調査の成果に基づき、1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 土地所在図(案)は、不動産登記規則第74条第3項別記第1号の様式により、日本工業規格B列4番の丈夫な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 土地所在図(案)には、方位、形状及び隣地の地番を記載すること。</p> <p>(4) 土地所在図(案)は、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。</p>